

## 令和4年第4回教育委員会会議

令和4年3月23日

午前 9時32分 開会

### 1 開会宣言

○廣瀬教育長 定刻を過ぎましたが、ただいまから令和4年第4回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○杉本教育総務課長 本日、欠席者はありません。

また、本日、議案第9号、四日市市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議についての説明者といたしまして森総務課長に、また、議案第12号、四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程の制定についての説明者といたしまして、中根市民文化部次長兼市民生活課長に御出席いただいております。

以上です。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○北川教育総務課主幹 傍聴者はありません。

### 2 会議録の承認

○廣瀬教育長 それでは、さきにお渡ししております令和4年第1回、第2回及び第3回公開案件部分の会議録について何かございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 よろしいでしょうか。それでは、承認といたします。

### 3 会議録署名者の決定

それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、豊田委員と伊藤委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおりといたします。

#### 4 議事

##### (1) 議案

議案第9号 四日市市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

議案第10号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

議案第11号 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則の制定について

議案第12号 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程の制定について

議案第13号 四日市市登校サポートセンターに関する規則の制定について

議案第14号 四日市市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第15号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

議案第16号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

議案第9号、四日市市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議についてと議案第10号、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議については、地方自治法に基づく補助執行に関する協議の案件ですので、続けて説明をお願いいたします。

○杉本教育総務課長 教育総務課、杉本です。

それでは、まず、本日、資料説明の前に、3月18日金曜日にタブレットに配信させていただきました資料に一部誤りがございましたので、おわび申し上げます。

本日、机上に追加で配付させていただいております、3月18日に送信しました資料からの修正内容一覧表という、こちら資料を御覧ください。

修正点が4点ございます。3ページ、6ページにつきましては、修正前が「申し入れ」という文言を「申し込み」に、また、7ページにつきましては、規則名の修正。それから、8ページにつきましては、「別添」を「別紙」というふうに文言の修正をさせていただいております。

なお、昨日、修正箇所を反映させました差し替え資料を送信させていただいております。

また、本日机上に配付させていただいております資料につきましても、この4点につきましては修正済みでございます。御確認をよろしくをお願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

資料の 83 分の 3 ページをお願いいたします。

その前に、もう一枚、本日、追加で資料をお配りさせていただいております。カラーになっております令和 4 年度四日市市組織機構図（関係所属のみ抜粋）を御覧ください。

令和 4 年度より、社会教育・文化財課が市長部局へ移管をされるということで、これまでこちらでも御協議をいただいております。4 月から、文化財に関する業務につきましては、シティプロモーション部に新たに設置されます文化課の文化財グループに移管されます。

また、文化財以外の業務につきましては、社会教育委員にすることが市民生活課、社会教育の連絡や学校施設開放などが教育総務課、また、まちじゅうこども図書館については図書館の所管となります。

それでは、83 分の 3 ページをお願いいたします。

組織機構の改編によりまして事務の補助執行を行う場合には、地方自治法によりまして市長部局と教育委員会との協議が必要となってまいります。本日の議案第 9 号、第 10 号がその協議に係る議案でございます。

では、まず議案第 9 号です。四日市市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について。

こちらは、自治法 180 条の 2 の規定に基づきまして、市長から教育委員会へ協議の申込みがございまして、御協議をお願いするものでございます。

4 ページをお願いいたします。こちらが市長からの申込書でございます。

それでは、関係規則について御説明させていただきます。

**○森総務課長** 四日市市総務課、森でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、教育総務課長から御案内申し上げましたように、83 分の 5 ページ、四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、去る 11 月に四日市市議会でも四日市市事務分掌条例並びに四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を改正議決賜ったところで、それに先立ちまして、こちら教育委員会会議でも必要な手続についてお認めをいただいたところでございます。

今回の改正について説明申し上げますと、第 8 条の一部でございますが、(1) のイの専決規程云々というくだりです。こちらにつきましては、簡単な文言の修正でございます。

次は、改正後の部分に（９）「四日市市楠歴史民俗資料館に関すること」という条文がございます。こちらにつきましては、さきの条例改正でもって文化の関係を市長部局で執行することと改めていただいたところですが、こちらの楠歴史民俗資料館につきましては、文化に関する側面と博物館としての面も兼ね備えており、引き続いて博物館で所管していたというふうに協議が調いました。つきましては、これに係る規則の改正を行おうとするものです。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○杉本教育総務課長 教育総務課です。

では、続きまして、資料の７ページをお願いいたします。議案第１０号、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議についてです。

こちらは、先ほどの議案第９号の逆のパターンになります。自治法１８０条の７の規定によりまして、教育委員会から市長へ協議の申込みを行おうとするものでございます。

資料の８ページをお願いいたします。

関係規則ということで、教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正についての案でございます。

こちらの表でございます。改正後、別表第２条関係という表の左側、補助執行に係る事務のうち、一番下のところに下線が引かれたものが４つございます。今回、こちらの社会教育委員に関することをはじめ、この４つの事務につきまして補助執行に係る事務へ追記をしていきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○廣瀬教育長 それでは、ただいま説明がありました内容について、何か御意見はございますでしょうか。

これまでも御議論いただいてきましたけれども、今回、文化財が文化課に新しく組織改編ということで異動するということですが、学校教育にとっても、歴史文化については、四日市ならではの教育資源の活用というところで、四日市を愛する子どもたちの育成については切っても切れないところですので、これまでの多文化共生の推進室や市民協働安全課とか男女共同参画センター、市民センター、スポーツ課、様々これまでもいろいろ学校教育との連携は進めてきておりますので、今後もその辺りは丁寧に連携を取りながら、学校教育活動がさらに広がりや関わりを持てるようにはしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

特に何かございませんでしょうか。ほかに何か質問もございませんですか。

それでは、議案第9号に関しましては、別紙案のとおり、別紙案というのは6ページでございますが、議案第10号に関しましては、別紙案10ページの協議を申し込みたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御異議なしとして原案のとおりといたします。

続きまして、議案第11号から第13号は、組織機構の改編、事務の見直し等に伴う規則及び規程の説明ですので、続けて説明をお願いいたします。

○**杉本教育総務課長** それでは、資料の18ページからお願いいたします。

議案第11号、教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則の制定について、また、議案第12号、同じく組織機構の改編に伴う整備規程の制定についてでございます。

改正の背景につきましては、令和4年度の組織機構の改編、事務の見直し等に伴いまして、それに必要な規則及び規程の一部改正を行うものでございます。

改正する規則、それから、規程につきましては、2番に記載のとおりでございます。整備規則といたしまして6本、それから、整備規程として3本でございます。

具体的には、資料の11ページへお戻りください。

まず、議案第11号です。組織機構の改編等に伴う整備規則の制定についてです。

まず第1条、四日市市教育委員会事務局庶務規則の一部改正でございます。こちらは、組織の改編、また、事務の見直し等に伴う改正となりますが、本日は組織の改編に係るものについて御説明させていただきます。

表の左が改正後、右が改正前でございます。

まず、改正前の組織、下線の部分です。社会教育・文化財課、こちらを削除いたします。

また、事務分掌につきましては12ページをお願いいたします。改正後の教育総務課の部分でございます。(19)、(20)でございます。社会教育の連絡に関する事、それから、学校施設開放に関する事、この2つを教育総務課の事務分掌に追加いたします。

同じページの中段右側下に社会教育・文化財課の(1)から、次のページまで、(12)まで事務が載っております。そちらが全て削除となります。

また、資料13ページの左側、改正後です。教育支援課でございます。この後御説明申し上げますが、(10)登校サポートセンターに関する事、こちらを追加とさせていた

できます。

続きまして、第2条です。四日市市教育委員会事務委任規則の一部改正でございます。

右側の改正前を御覧ください。委任事項の(14)文化財の指定及び解除を行うこと、こちらを削除とさせていただきます。

続きまして、第3条、文化財保護条例施行規則、第4条、文化財保護審議会運営規則、次のページへ行っていただきまして、14ページ、第5条、久留倍官衙遺跡公園条例施行規則、第6条、楠歴史民俗資料館条例施行規則、こちらは、第3条から第6条までは、いずれも市長部局へ事務の移管に伴って廃止とするものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議案第12号、教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程の制定についてでございます。

こちらの第1条、四日市市地区市民センター庶務規程の一部を改正でございます。こちらは、これまで市民文化部にございました文化に関する業務につきまして、こちらがシティプロモーション部に移管されるということに伴いまして、部局の名称を市民文化部から市民生活部へ変更とさせていただくものでございます。

続きまして、第2条、四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程、それから、次のページの第3条、四日市市立博物館庶務規程、こちらはいずれも市長部局への事務の移管に伴いまして削除とするものでございます。

私から説明は以上です。

○**稲毛教育支援課長** 教育支援課長の稲毛でございます。

資料は83分の20ページをお開きください。

先ほど議案第11号で組織機構の改編ということで御説明申し上げましたとおり、令和4年度から登校サポートセンターを本課の中間組織として位置づけることとなりました。本議案は、それに伴い必要な規則を定めるものでございます。

では、資料は19ページにお戻りください。

四日市市登校サポートセンターに関する規則の制定についてでございます。登校サポートセンターについては、平成30年度に四日市市立教育センター条例の一部を改正いたしまして、その名称を適応指導教室から現在の登校サポートセンターに改称いたしました。その後、教育支援課の特別支援教育相談グループの一部として不登校業務を担いつつ、施設整備や人員配置などを進めてきたところでございます。

今回は、登校サポートセンターを本課の中間組織として明確に位置づけるとともに、所長を設置いたしまして、所長に事務の一部を専決させることにより、その機動力を高めることが狙いでございます。本規則は、そのセンターの分掌事務及び所長の専決の範囲などを定めるために新たに制定するものでございます。これにより、不登校対策の核として登校サポートセンターのさらなる充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○**廣瀬教育長** それでは、ただいま説明のありました3つの内容につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

○**豊田委員** 登校サポートセンターが中間の組織としてということでは少し強化されるということは非常に好ましいことかなというふうに思うんですけども、例えば人員配置であったりとか、そういうのも当然充実されているのでしょうか。

○**稲毛教育支援課長** セラピストであるとか、不登校の対策アドバイザーであるとか、OBの校長先生になりますが、人員配置を拡充してまいりました。それから、登校サポートセンターという名称改変に伴いまして、施設も非常にきれいに整備されました。後ほど、点検・評価の報告で施策評価委員からの御報告でも御紹介させていただきますが、そういった中で、もう少しセンター内での機動力を上げるために、例えば、通所するお子さんの行動記録であるとか、保護者とのやり取りであるとか、そういったところの部分で、所長を定めてそこで専決させることによってフットワークよく動けるようにしたいなというところでございます。

○**豊田委員** ありがとうございます。あとは、ネットワークとかがもっと充実していくとかという、将来的には、ハード面とかも含めて。

○**稲毛教育支援課長** 教育支援課でございます。

ハード面も、その施設整備の際に、タブレットであるとかいろいろな整備はしておりましたので、ある意味、これは組織のフットワークのよさとか機動力を高めるという意味で所長を置くということでございます。

それから、登校サポートセンターは内部組織でございましたので、外にアピールといいますか、こういった組織が教育委員会内に位置づいているというのを見せるという形でも、中間組織として組織図に明確に位置づけるという、そういう狙いでございます。

○**豊田委員** ありがとうございます。

○**廣瀬教育長** これまで、登校サポートセンターの充実を図ってくる中で、よりこの役割

というか、働きを一層高めるための措置として、中間施設として少し独立した形で運営していこうという、それによって不登校対策を一層推進していくという考え方でございます。

ほか、よろしいでしょうか。また内容については後の点検・評価で出てくるということですので、そのときにも内容については御議論いただければと思っております。よろしいでしょうか。ほかに御質問はございませんですか。

それでは、議案第11号、第12号、第13号は原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御異議がないようですので、原案のとおり承認といたします。

それでは、ここで執行部の方は御退席ください。どうもありがとうございました。

続いて、議案第14号から第16号は新年度に係る事務の見直しに関する案件ですので、続けて説明をお願いします。

○**杉本教育総務課長** 教育総務課です。

それでは、資料の21ページをお願いいたします。議案第14号、四日市市教育委員会会議規則の一部改正についてでございます。

23ページをお願いいたします。

まず、改正の背景でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、オンライン会議システム等を活用して教育委員会会議へ出席することができるようにするために規則を整備させていただくものでございます。

21ページへお戻りください。

改正後のところでございます。改正後の第3条の2を御覧ください。

オンラインによる出席ということで、今回、こちらを新たに追加をさせていただくものです。「委員は、次に掲げる場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識して通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により会議に参加することができる。」。(1) 感染症対策等のため参集が困難な場合。次のページをお願いいたします。(2) 大規模災害等の発生により参集が困難な場合。また、(3) として、その他教育長が必要と認める場合ということでございます。

第2項ですが、委員は、前号各項の場合におきまして、オンラインにより会議に参加するときは、会議の開会までに教育長に届け出なければならない。

また、第3項といたしまして、「前項の規定による届出を行い会議に参加した委員は、



会議に出席したものとみなす」ということをごさいます、こちらは施行期日、令和4年4月1日ということで予定をしております、来年度より、こういったコロナの状況によりましてはオンラインによる出席も可能ということで会議の運営を進めさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○稲垣学校教育課長 学校教育課、稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第15号、四日市市立小中学校管理規則の一部改正についてでございます。改正の理由としましては、まずは小学校、中学校ともに学習指導要領が改訂されたということ、そして、もう一点は、総務部総務課による令和3年2月25日付「押印の整理方針」に基づく校長印の廃止についてでございます。すでに運用はされているところではありますが、規則の文言、内容を一部改正するものでございます。

ページにつきましては、83分の27からスタートさせていただきます。

ここには指導要録第1号様式が書いてございます。27ページには、その1、様式2と小学校で使用する様式の改正についての説明、その次のページから改正の内容が記載されております。

28ページからの改正の内容を言わせていただきますと、まず、各教科の学習の記録が従前の4観点から3観点に変更をしております。また、評定の記載位置を変更しております。そして、各教科の学習の記録に外国語を新規に記載しております。また、特別の教科道徳を新規に記載してございます。そして、外国語活動の記録について、観点の表記を変更してございます。

続いて、30ページに移っていただきますと、これは特別支援学級用の様式2、指導に関する記録を新規に掲載したものでございます。

続いて、32ページに移っていただきますと、ここからは中学校の指導要録の記載内容の変更に関するところでございます。

33ページには、小学校と同様、各教科の学習の記録について、従前の4観点から3観点に変更をしております。また、評定の記載位置を変更しました。そして、特別の教科道徳を新規に記載してございます。そして、35ページには、小学校同様、中学校の特別支援学級用の指導に関する記録を新規に掲載させていただきました。

以上が指導要録に関するところでございます。

37ページからは第4号様式。38ページを見ていただきますと、月別全欠、長欠児童

生徒理由報告書、こちらの右側、学校名、校長名記載欄から印を削除したものでございます。

続きまして、7号様式、39ページ、40ページを開いていただきますと、7号様式、卒業児童（生徒）通知書、これも学校長印を削除するものでございます。

以上が改正の内容及び改正の理由について御説明をさせていただきました。

以上、言わせていただきましたことにつきましては、42ページに記載させていただいておりますので、また御確認いただければと思います。

以上です。

○廣瀬教育長 続いて、第16号。

○小林指導課長 指導課長、小林です。よろしくお願いします。

まず、83分の50を御覧ください。

四日市市英語指導員任用規則の一部改正についてです。英語指導員ですが、まずはロングビーチ、姉妹都市からの英語指導員が現在9名、それから、JETと書いてありますが、国際化協会外国青年招致事業ということで、国の組織からの派遣が現在6名となっております。4月から8月の間にあと1名追加される予定であります。

この任用期間なんです、現在、ロングビーチは4年、それから、JETは5年となっております。ロングビーチ市の協会から、任期については5年に変更することを望んでいる。それから、ロングビーチからの英語指導員も任用期間を最大5年とすることで、経験の長い英語指導員を確保できるようにということで、ロングビーチも5年に変更をするものでございます。

また、本規則につきましては、JETプログラムから送付される招致外国青年任用規則を基に作成しておりますが、令和4年度、この規則が改定になりますので、本規則の改定が必要ということで、それに伴って改定を行うものでございます。

改定の内容につきましては、83分の43を御覧ください。

まず、そこの第3条にございますが、今までは、ロングビーチ、JET、それぞれ4年、5年となっておりますが、両方とも5年を超えることができないということで、最長5年の任期にしている。

それから、特別休暇につきましては、不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇、それから、配偶者育児参加のための休暇、それから、妊産、疾病等を追加しました。

施行期日につきましては4月1日からとなっております。

以上でございます。

○廣瀬教育長 それでは、ただいま説明のありました3つの議案につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

○伊藤委員 まず、指導要録です。今回、特別支援学級用の様式2を新規につけていただいたということなんですけれども、現状どんなふうになっていて、今回加えることでどうなっていくが、これを基にして作成していくということになろうと思うんですけれども、その辺りの状況、背景をもうちょっと教えていただけたらというのが1つです。

それから、もう一つは、16号の英語指導員なんですけど、後にロングビーチ市からの募集状況、応募数の数が減少傾向にあってということも書いてある。ちょっとそれが気になっている。ロングビーチ、いわゆるYEFが当初2年でスタートしたのを段階的にJETプログラムの任用にほぼ同じにしていっていったという、これは分かるんですけれども、ロングビーチの希望も当然ありということだと思ってるんですけど、その辺り、英語指導員の応募というか、希望状況がどう変化してきているのかということも加えて教えていただけたらと思います。

以上です。

○廣瀬教育長 では、まず2点。第15号からお願いします。

○小林指導課長 まず、指導要録の様式2ですが、過去もあったんですけれども、これは特別支援学級用の様式2を新規に掲載することでそれぞれの子どもの自立活動の記録等を詳細にここへ残すということで新たに加わりました。

それから、第16号に関する英語指導員の任用規則ということで、ここの改正の背景には、英語指導員の応募者数の減少があります。以前は、応募者数が何名だったか分からないんですけど、ここ最近の応募者数は大体6名程度です。6名の中から審査委員会を持って3名選ぶわけなんですけれども、だんだんと応募される人数、理由は分からないんですけども、減ってきているというのが現状です。ですので、これが4年に1回が5年に1回にするわけなんですけど、できるだけ力のある指導員に関しては継続して任用することが四日市の教育にとっていいのではないかと。

そしてまた、応募者数が減ってきたせいだとは思いますが、ロングビーチから、以前は、4年のサイクルで、ちょっとでも短い期間でたくさんの人に経験させたい、そういうような要望があったみたいです。ただ、こちらへ応募してくる数が減る中で、4年に1回という中で、そのサイクルでは厳しいという部分もあるということで、5年に1回で

お願いできないか。今回は、そういうことが一致したことで、それぞれ、ロングビーチから採用された、それから、JETから採用された者ということで、4年と5年というので不公平感も若干あったと聞いております。それを一緒にすることで、四日市での英語教育の充実に努めることができるということで改正を行いました。

○廣瀬教育長 よろしいですか。

○伊藤委員 ロングビーチからの採用数について、大分前と比べると半減ぐらいしているというような気がします。そういうふうな背景が、ロングビーチでどうなのかというのはよく分からないので、そちらともやはり話もしていかなきゃならない1つなのかなと。そういう意味で、相互が希望する場合に5年まではいいという、それはJETプログラムと合わせたのは何ら問題ないというか、かえってそのほうが来る青年たちも納得できるだろうなというのはありますけれども。ただ、そうになっていったときに、四日市の直接雇用という強みみたいなものをどう生かしていけるかという、その違いのところは、やはり生みにくいというふうなところもあるかも分かりませんので、その辺り、また検討していただけたらなというふうには思います。

それから、もう一つは、JETの場合は応募範囲が広いですから、国も広いし。ロングビーチは、かなり、1つの市ということになるので変わってくると思うんですけども、JETは、人員的には応募数は問題はないのかな。その辺も自分も最近の状況というのはどうなのかというのはちょっと気にはなりますけど。ぜひその辺り、いい人材を確保できるように進めていただけたらなと思いました。

○廣瀬教育長 様式2のことはよく分かりましたか。

○伊藤委員 はい、これより。というのは、いろいろ補助資料もつけたりされていたので、その子について様子が分かる、また、例えば小から中に行くとかいう段階できちっと受け継がれていくというか、引き継がれていくという、この辺りはとても大事だと思うので、そういう意味で記録を活用するということは、大事だろうとは思っています。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。ほか、御質問等はよろしいですか。

オンライン会議につきましては、83分の24にございますとおり、国も、可能な限りこういったシステムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催するという、今後とも協議をお願いしないといけないことは止められませんので、こういった対応で、こういった時代ですのでお願いしていきたいと思います。そうしたら集まらなくてもよいという話になるかと思いますが、それはそれで、寄っていただいたほうがやりやすいと思います

ので、可能な限り御参集いただいて、どうしても駄目なときはこういった対応で協議、意見聴取をさせていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

ほか、よろしいですか。

○**豊田委員** 運用のところになるのですが、オンライン会議は、例えば、私たちは、自宅なり職場なりでというふうに入ったときに、ここに今参加されているこちらの事務局の方々はどこかで一堂に会されている、その方々もちゃんと別個に入られるんですか。

○**杉本教育総務課長** 運用の部分でどういった、今回の規定というのが、委員の皆様がオンラインで入っていただいたときに、それを参加というふうにみなせますよというところが今回の規則改正なんですけれども、実際には、状況によって設定といいますか、会場もつくらせていただくことになると思います。できる限りこの雰囲気の状態に近い形にできるといいなと思うんですけれども、すみません、そのときにまた御相談といいますか、協議もさせていただけると思います。

○**豊田委員** ありがとうございます。

○**杉本教育総務課長** ただ、やっぱり離れてしまいますと、なかなか、御議論というか、御協議いただきにくいという部分はどうしてもオンラインの場合でございますので、なるべくそういったところがないような形で議事も進めさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**廣瀬教育長** これまでも、県教育委員会等とかと協議するときにオンラインで、課長級が出席される場合もありますので、こちらの映像は小さくなるかもしれませんが、誰が発言しているかは分かるようには、いろいろ機材もそろえていただいておりますので、支障がないようにしていきたいと思います。

ほか、よろしいですか。

それでは、議案第14号、15号、16号は、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御議論はないようですので、原案のとおり承認といたします。

それでは、ここで一旦休憩を入れさせていただきますので。この時計で10時25分まで一度休憩を取りたいと思いますので、お願いいたします。ありがとうございました。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○廣瀬教育長 それでは、休憩が終わりまして、引き続いて委員会を始めたいと思います。

## (2) 報告

### 1 令和3年度の教育委員会における点検及び評価について

### 2 令和4年2月定例会月議会の経過について

○廣瀬教育長 令和3年度の教育委員会における点検及び評価についての現段階までの説明をお願いします。

○杉本教育総務課長 教育総務課です。

それでは、資料83分の51ページをお願いいたします。

第1回四日市市教育施策評価委員会の概要を報告させていただきます。

今回の施策評価は、基本目標2、豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成に関わりまして、生徒指導の充実、不登校児童生徒への支援体制の充実をテーマといたしまして、令和4年1月11日に登校サポートセンターの視察を行うとともに懇談を実施いたしました。

初めに、登校サポートセンターの施設内を視察いたしまして、その後の懇談では、事務局から報告といたしまして、不登校対策を含む生徒指導の充実に関わりまして、第3次四日市市学校教育ビジョンにおける位置づけや不登校対策に係る国の動向をはじめ、教育相談体制や問題行動等の未然防止、不登校児童生徒への支援体制の充実など本市施策について御報告いたしました。

懇談やその後の懇談後の所見というところにおきまして、今回の施策評価について、委員の皆様からは、組織対応、関係機関等との連携、施設等の環境整備、人材確保、取組などの広報、不登校対策という観点で御意見や御提言、御評価をいただきました。

資料は51ページの6番、教育施策評価委員からの主な意見というところにまとめさせていただいております。このうち主なところを何点か御紹介させていただきます。

まず1つ目の組織対応です。2つ目の丸のところですが、不登校児童生徒への対応事例を整理、分析し、今後の対応に活用していくとよい。

続きまして、連携でございます。丸の3つ目のところですが、不登校対策について、役割を分担しながら支援ができるよう、登校サポートセンターと学校、関係機関等との連携を図ること。

続きまして、環境整備です。2つ目の丸のところですが、様々な事情を抱えて通っている

子どもたちにとって明るい雰囲気施設の施設である。

人材確保が、こちらも2つ目の丸で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが担っている役割が重要であることから、それぞれの人材を確保する必要がある。

次の広報です。不登校対策の取組がしっかりと進められている。SNSなどを活用してよい取組を広めるのも1つの手だてである。

それから、不登校対策です。1つ目の丸、不登校児童生徒を生み出さないことが大切であり、そのためには授業の質を高めることが必要。それから、3つ目の丸です。不登校児童生徒の教育の在り方について、生きていく力をどうつけるのかなど教育委員会としての方針を検討する必要がある。

こういった御意見を頂戴いたしております。

また、評価といたしまして、ハード面、ソフト面ともに四日市の不登校対策に対する意気込みを感じる。登校サポートセンターにおいて心身のバランスの確保だけでなく、心の成長を支える取組がなされており、評価できる。これまでの取組状況から、個別の施策の充実や施策の拡充において的確に施策推進がなされているといった御評価もいただきました。

以上、報告とさせていただきます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

それでは、登校サポートセンターに関する教育委員会からの施策評価の意見等を受けまして、何か御質問や御意見等はよろしいでしょうか。

○豊田委員 52のところの不登校対策の、今御紹介いただきました1番目の丸のところ、児童数を減らすことで生み出さないようなことが大事ですということで、そのために学校の通常の授業の質を高める必要があるというふうにまとめてくださってあるんですけど、児童数を減らすとか、生み出さないために授業の質を高めることというのが、直結というのか、ちょっと読みづらい感じがするんですけど。授業の質は、不登校を生み出す、生み出さないにかかわらず高めていかなければいけないものかというふうに考えると、質が高まったというのと不登校の子どもたちが高まれば減るといふ何か裏づけみたいなものがあるのかないのかというのがちょっと読めないのです。ごもっともな御意見だと思うんですけど、ちょっとどういう意味かなというのをもう少し説明していただけるとありがたいかなと思います。

○廣瀬教育長 これ、答えられますか。いい御発言だけど。

○伊藤委員 自分はこれにちょうど出させてもらっていて、豊田委員が言われるように、大前提として、授業の質を高めるといえるんだろうなと思うんです。ただ、自分が思うのは、やはり今、文部科学省の方向の大きな転換がされていた中で、学校が子どもたちの居場所であるとか、柔軟な対応がこれまで以上に求められるというか、それが大事で、子どもはそれがいないから学校へ行けないんだというふうなこととかもあって、家庭も含めて、学校も含めて、そういう視点で不登校の子どもと対していく、家庭と対していくというのが必要になってくるので、授業そのものもそうだけれども、もっと学校の在り方、職員のそういう子どもたちや家庭に対しての在り方、それから、周りの子どもらへの指導の在り方みたいなものに、今後もっと考えていかなきゃならない、やっぴいかなきゃならないことは出てくるんだろうなというふうには思っていたんです。

○豊田委員 そういうふうにならざるに不登校対策にあると、よく読んでいて分かるかなという気が。

○廣瀬教育長 この授業の質のところと直結するのは、不登校の要因の、中学校に特に、だんだん年齢が上がるごとに大きくなっていくのは学業不振の問題というので、できない感を自己認識させられて、自尊感情が落ちていくというようなところなんかは大きなところだと思うので、これからICTを活用した個別最適化の学習、その子に応じたリカバーができるような学習等も、今後進んでいくと、もしかするとそういった子たちの学びの場が学校でも保障できるのかなというのがありますけど、逆にそれで、家庭でできるというツールを入れたので、さっきの話じゃないですけど、家で一人でやるほうを選択する子ども、これも認めなさいというところで出席扱いになるんですけど、社会性とか学校というフィールドの意味とかいうものをもう一回考え直していく中で、その子に合ったものをどうつけていくか。もちろん学力をつけるのは家でもできるしということもあるんですけど、非認知能力とかいった部分をどう開いていくのかというのは、やっぱり人と人との間でないと身につかないかなと。

○伊藤委員 そういう意味で、後の施策にも関係してくるか分からないんだけど、自分は、四日市が校内ふれあい教室を進めているじゃないですか。これがさっき言った、例えば居場所であり、その子との、これからの自分がどう成長していきたいかというか、ちょっとキャリアカウンセリングにも似たような部分も含めて、そういう対応をしていける1つの場としてとても重要になってくるというか。大事だし、この視点で四日市が進めようとしていることはとてもいいなと思っているんです。ぜひそういう意味で傾聴的な姿勢というか、その子どもにしっかり話を聞いて、学校の中であり、仲間との関係でありとかいろいろ



な部分を含めて自分がどう成長していくかという、そんなものがやれる場をつくっていくという意味で、ぜひ進めていけたらなというふうなことを思っています。そういう意味で、この後で出てくる施策もぜひとも進めてもらえたらなとは思っております。

○廣瀬教育長 関連して、よろしいですか。

○鈴木委員 登校サポートセンターでの様々なやり方で子どもたちに合った学習であったりとか、心身のバランスを保って確保していくというところは、すごく頑張ってもらいたいところがあります。やっぱり、本当に保護者も子どもが何を考えているかということなかなか引き出せないような状況で、サポートセンターに行く気になって行ってくれたらまだいいかな。本当に、ふれあい教室に少しでも行けるようになって、徐々に学校に行けてくれたらいいかなというふうな、そういうふうにいる保護者さんもいらっしゃると思うんですね。卒業式のときも、2日前からようやく学校に行けて、1日前に教室に行って、卒業式に出られましたというふうなお話も聞きました。だから、やっぱり何かきっかけがないと行けない子どもたくさんいると思うので、そういうのを一つ一つ探して、子どもに合った学習ももちろんですけども、心身ともにできるように。

あと、保護者も一緒にそこで寄り添いながら子どもと一緒にできるように進めていっていただきたいなと思います。本当に保護者さんは、どうして自分の子どもはこういうふうになってしまったのかと思ってしまう。責任感をもものすごく感じていると思うんです。やっぱりどう接していいのかわからないということもたくさんあると思うので、保護者の方にも寄り添ってもらえるようにしていただける形が、やっぱり子どもと一緒に成長というか、していってもらえるような状況をつくっていただけたらなと思います。

○廣瀬教育長 保護者支援とか何か。

○稲毛教育支援課長 教育支援課、稲毛でございます。

ありがとうございます。施策評価の場でも、松崎委員からは、保護者のサポートをもう少し充実してはどうかという御意見をいただきました。保護者が不安な気持ちを抱えている、それが少しでも解消される場をということで御意見をいただいたんですけども、現在、保護者同士が顔を見合って交流ということはしてはおりません。ただ、保護者に不登校の現状であるとかこれからの社会的自立に向けてということで研修の場は設けておまして、そこに集まってお話を聞いていただき、感想をいただく中で、少なくとも同じ悩みを持つ親同士が集まってこんな話を聞いたことはよかったという感想は非常に多くいただきました。できるだけそういった保護者の不安に寄り添えるような場、あるいは何かの方

法で情報提供なりができるように今後考えてまいりたいと思います。

○廣瀬教育長 ほかはいかがですか。

校内ふれあいの状況とかは、今どうですか。

○稲毛教育支援課長 校内ふれあいでございますけれども、現在6校で設置、そして、来年度、9校に設置となっております。現状、先般の市議会の委員会で来年度の設置に向けて予算の審議をいただくなかで、必要であれば、しっかりとこの9校の効果を検証して、設置に向けて検討していくようにという御意見もいただきました。

一方で、不登校の校内ふれあいを専任で見ていただく先生の確保という点で、難しい課題がございます、その辺りで持続可能な仕組みを来年度、9校の効果も見ながら検証していきたいというところは考えてございます。

○伊藤委員 以前、南中学校へ行かせてもらってこの話を聞かせてもらったんですけど、そのとき、やはり、さっき言っているように可能性をすごく感じたんです。やはり、その担当をされる、専任となっている先生、担当者の力が結構大きいなというのも1つあって、その辺り、何とかこれから本当に確保していけないかな。見通しとしてどうなのかというのはちょっと厳しい部分があるようなことも今感じたんですが、これは先生の中であるのか、後に出てくると、大学とのどうこうだとかいうようなことも議員とのやり取りではあるんですけど、それはどんな人を充てるというのは、講師さんなのか、先生の中から充てるのか、その学校によっていろいろなんですか。

○稲毛教育支援課長 教育支援課でございます。

基本的には、校内の先生を専任にさせていただいて、その先生の持っていた授業の分を16時間の非常勤を配置してカバーするという、そんな仕組みを現在は取っております。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいでしょうか。

点検・評価について、教育施策委員会の評価が、もう一個、ICTの活用についてがあったんですけど、3学期以降、コロナ禍で視察に行けていない状況ですので、年度が明けたらまた個別にでも状況を見ていただいて御意見を持った上で、また年度が明けたら、ここ、教育委員の皆さんと施策評価委員の皆さんで対話形式で点検・評価の会を持っていきたいと思いますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

ほか、よろしいですか。

では、続いて、令和4年2月定例月議会の経過についての説明をお願いします。

○松岡副教育長 資料は83分の53ページからお願いいたします。

31ページございますので、私からは、項目、あるいはそのポイントについての紹介ということで進めさせていただきたいと思います。

まず、53ページからございまして、2月定例会は予算の議会でございますので、代表質問から始まってまいります。代表質問は6つある会派ごとに質問をいただくのですが、そのうち教育委員会に係る質問をなされたのは2つということで、まず、53ページは、青雲会の三木議員からということでございます。

丸がついてございますが、小中学校の再配置についてということ。それから、子どもの学力格差についてということと、部活動指導員とSSWについてというようなことございました。

54ページをお願いいたします。2人目が公明党の中川代表からは、通学路の安全対策についてということ、それと、GIGAスクール構想のさらなる推進などについて御質問をいただいたところでございます。

ページを進めていただきまして、55ページをお願いいたします。ここからは一般質問のページになってまいりまして、今回、9人の方から御質問を頂戴いたしました。

55ページに書いてございますのは、まず、公明党の山口智也議員からは、感染症対策としての自動水栓の導入促進ということ。

それから、同じく荒木議員からは、学校教育における、フェーズフリーとは書いてございますけど、防災の日常化についての考え方ということで御質問を頂戴してございます。

ページを進めていただきまして56ページをお願いいたします。日本共産党の豊田祥司議員からは、子どもの貧困対策についてということで、相談体制とか進学支援についてということで御質問を頂戴してございます。

57ページをお願いいたします。次に、新風創志会の石川善己議員からは、本市の名産品、お茶の振興についてということで、名産品、特産品に対して一層愛着を生む取組が重要だと思うがどうかということでございました。

それから、下の段は、同じく新風創志会の諸岡覚議員からは、学校備品格差、主に制服、ジャージ、かばん等についての質問ということでございました。

次、58ページをお願いいたします。フューチャー四日市の加納議員からは、1人1台タブレット端末の活用方法についてということで質問をいただいております。

次、59ページをお願いいたします。市民eyesの土井議員からは、コロナ禍での社

会活動への懸念と憂いということで、行事や催物におけるコロナ禍がもたらす影響ということで御質問をいただいております。

その次に、政友クラブの荻須議員からは、電子図書の貸出しについてということでございます。

次、60ページをお願いいたします。青雲会の森川議員からは、コロナウイルス感染症による後遺症についてという御質問でございます。

次、61ページからは、当初予算審議の委員会の内容となっております。

まず、ここに出てございますのが、61ページは、奨学金支給事業についてということで、3人の方からそれぞれ御質問いただいております。

62ページにおきましては、小中学校の施設整備についてということと財源の基金と絡め合わせて御質問をいただいたりしてございます。

63ページは、学校給食運営費、給食費の公会計化についてどう変わるのかということの御質問でございました。

次、64ページをお願いいたします。学校給食センター整備運営事業についてということでございます。

65ページは、少人数学級拡充事業費。

それから、66ページへ進んでいただきますと、新教育プログラム推進事業について、お二人の方から御質問をいただいております。

67ページでは、学びの一体化推進事業について、教科担任制を導入する動きはどのような効果ということで御質問を頂戴してございます。

それから、68ページをお願いします。部活動サポート事業について、4人の方から御質問をいただきました。

69ページでは、「チーム学校」推進事業ということで、スクールロイヤーの活用、あるいはスクールカウンセラーの不足分の対応等々について御質問を頂戴してございます。

70ページは、四日市版コミュニティスクール推進事業。

それから、71ページは、ICT活用によります学習環境整備ということで御質問をいただきました。

続きまして、72ページが不登校対策推進事業ということと教職員の働き方改革の説明から御質問をいただいております。

73ページは、インクルーシブ教育推進事業、主に医療的ケア児への対応について十分

であるかどうかということで御質問をいただきました。

74ページは、こども科学セミナー事業費。

それから、75ページへ進んでいただきますと、久留倍官衙遺跡公園管理運営費で、公園の活用として、VRやARの活用検討はどうかということについての御質問でございました。

76ページは、旧四郷村役場保存整備活用事業費。

77ページは、文化財保存活用地域計画策定事業ということでございます。

78ページへ進んでいただきますと、図書館維持管理費ということで、トイレの改修についての御質問をいただいております。

それから、次、79ページは、図書館資料整備・人権啓発拠点整備推進事業ということで御質問をいただいております。

それから、次、80ページ、同じく図書館の運営費ということで、デジタル化資料閲覧サービスについての御質問がございました。

続きまして、81ページからは、補正予算ということでございまして、御審議をいただきました大規模改修事業費について、ここでも小中学校の自動水栓設置について御質問をいただいております。

それから、82ページは、今回、工事請負契約の締結についてということで、大規模改修等の工事契約議案が5本ございまして、これについてはお二人の方から御質問をいただきまして、入札額の同額ということで御質問をいただいております。

表の下に、採決、可決するものと決したということでございまして、本会議はあしたまでということでございまして、教育民生常任委員会では採決をいただいて可決ということでございまして、あした、本会議で採決をされるということでございます。

次のページの83ページ。同じく工事請負契約の締結について。博物館空調設備更新事業については質疑なしということで、同様に教育民生常任委員会では採決という結果になったというところでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○**廣瀬教育長** 代表質問から一般質問、それから、今委員会での質疑等、総論から各論まで大体御審議いただいておりますところですが、御確認等されたいところがありましたらお願いいたします。どこでも結構です。

○**伊藤委員** 言葉で教えていただけますか。58ページにある加納議員が言われているY

SCPというのは、こういう言葉は今使われているんですか。

○小林指導課長 これは同じ用語が、YSCPというので指導課のスクールカウンセラーの会議の中にあります。

○伊藤委員 臨床心理士会でしょう。

○小林指導課長 そう。臨床心理士が集まっていて、これは偶然なんですけど、勉強会のことをYSCPといいます。ですので、それとはまた別で、加納議員がこういうようなYSCPというようなことで活動を進めていったらどうかというような御提案をいただいた中でアルファベット、用語です。

○伊藤委員 横浜がこういう言葉を使っているというのがちらっと出てきたんですけど、これはやっぱり継続可能などうのこのの事業継続計画みたいな、そういうことで使われておるので、そういう意味でBCPというのはあったんですね。四日市版BCPというのは。そういうことですね。

○廣瀬教育長 どんな方法があっても学びを止めないというのについて御提言をいただいて、もちろん私もそのつもりでやっていたんですけど、ちょっと議論がかみ合わなかったんで、最後、意見として申し述べられたということです。

○伊藤委員 分かりました。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。

○鈴木委員 60ページ。新型コロナウイルス感染症による後遺症についてということで、今回、小中学校の児童生徒さんが物すごい数で感染されたということで、だんだんと学校に復帰してこられるお子さんもたくさんいらっしゃる中で、もちろん毎日健康観察もされているとは思いますが、後遺症というか、軽くかかったとしても、頭痛が続くとか、大人と同じような症状のお子さんはいらっしゃるのかなというのがすごくやっぱり気になりまして。そうすると、やっぱり、体調が悪くなって学校を休むとか、そういうことも含めてケアしていかなきゃいけないのかなというふうに思いましたので、そのところは、後遺症というか、体調不良になるんですかね。そこら辺は、今現在、どのようになっているかというのを教えていただきたいなというふうに思っています。

○稲垣学校教育課長 今、子どもたちは、発症してから陽性になった場合は10日間の自宅療養を経て、その後、復帰をしているわけですが、今報告をもらっている全ての陽性者に関しては、おおむね10日を過ぎれば復調をしているとか、無症状になって、学校に出てきた後も、後遺症と考えられるような、だるいとか倦怠感も生じることがある

ので、十分に子どもたちの観察をすることは周知されていますが、これは後遺症に違いがないという報告は受けていませんし、特に学級閉鎖をしたところは特に念入りな健康観察を行っています。今のところは後遺症の報告は受けていない状況です。

○廣瀬教育長 よろしいですか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○廣瀬教育長 ほか、いかがでしょうか。

○伊藤委員 全然これと関係ないか分からないですが、給食のところで、自分、気になったことがあって。質疑応答のことじゃなくて、給食費未納どうこうというのがあったんですが、給食費は、今の状況の中では上げられるという予定はないんですか。調達が今後相当厳しくなってくることを、自分のところの家計からしてもそうなんです。感じてしまうんですけども、いいのかなというのでちょっと心配になっています。

○稲垣学校教育課長 物価高騰による値上げについて、今のところは据置きと考えておりますし、今後どう変化をしていくかまだ予想もついていませんが、令和4年度スタートについては、今までどおりの予定で行くつもりであります。

○廣瀬教育長 公会計化なので、予算は先にやるので、どれぐらいまで食材が高騰するかちょっと怖いところがあるんですけども。十分にいただいている中で何とかやりくりできるかなとは思っていますけれども。

ほか、よろしいですか。

○鈴木委員 もう一点いいですか。3学期になってコロナ感染がかなり広がったということで、子どもたちが毎日タブレットを持って、何かあったときのために持って帰ってと行って、毎日持って帰っている子たちもたくさんいたらしくて、その間に、かばんに入らないので持って帰ると、手が取れてしまったとか、飛んでいってしまったとか、そういうことがちょっと今までより頻度が高くなって、保護者も、これ、取れてしまったからどうしようみたいな感じで困られている方のお話を聞いたので、必要なとき以外、帰ってきてタブレットを使って勉強するというのがない以外は、やっぱり、できれば、子どもたちも長距離を歩いたりとかするので、壊れるとか飛んでいってしまうとかいうこともあるので、やっぱり、もうちょっと考えていただきたいなというふうには。

週末、持って帰るとか、そういうのだったらいいとは思いますが、毎日持って帰って、使わないのにまた学校に持っていくというので、大分取っ手の部分とかも重みで切れて。それで、仕方がないので、ほかに袋を作って、そこに入れて持ち帰りをするとか。

高学年になってくると、先生に言われなきゃ、そのままずっと学校に置いていくとか、そういうこともあるそうなので、もう少し学校で考えていただけたらなというふうにはおっしゃっていたので、その辺りを一度、見ていただいて、見直していただく。必要なときに持って帰れるのはすごくいいと思うんですけども、そここのところも一度考えていただきたいなと思います。高学年は重いのを持っていても平気だと思うんですけども、それでも、30分、40分歩いて学校まで、往復、持って帰るというのは、非常に子どもにも負担になるのではないかなと。

あと、壊したときに弁償という形になるのか、そこら辺でもやっぱり高額になってくるので、ちょっと考えていただきたいというふうな意見がありましたので。

○稲毛教育支援課長 教育支援課でございます。

3学期に関しましては、特にコロナの陽性者が増えている学校において、また、クラスにおいて、万が一のためにということで持って帰ってもらっているというところは聞いております。ただ、それ以外の学校でも日常的に持ち帰りを進めている学校がございますし、来年度に関しましては、学習支援のソフトを入れますので、日常的な持ち帰りは、我々としては推奨していこうと思います。

一方で、荷物の問題がございます。持ち手つきのタブレットケースは、あくまでも持って歩くというか、移動用に作ったものですので、場合によっては、あのケースは学校に置いておいていただいて、タブレットだけ各ランドセルに入れていただいて、その代わりに不必要な荷物の持ち運びをなくすであるとか、充電器はおうちに置いてもらうとか、そういった方向に変わりつつあるかなと思いますので、その辺り、学校の現状を見ながら考えていこうと、また、助言もしていこうと思います。

それから、保障につきましては、基本的に悪質な、あるいは故意で壊してしまうとか紛失してしまうとか売ってしまったとか、そういったところが明らかでない限りは、市で全て保障しております。持ち手の取れたかばんについても保障しております。それを気にして使うことをためらうというのは本末転倒でございますので、その辺りも、物を大切にするという教育も含めて来年度も進めてまいりたいと思います。

○伊藤委員 基本、自分も、子どもたちが歩いているのを見ると、よったらよったらというような感じで、ランドセルの中には入れてないんだろうなというふうには思うんですが、あれは基本はやっぱり手で持って帰るということに今、ケースは市が、リースなのか支給なのか分かりませんが、されているものなんでしょうね。同じような手提げを持っていま



したので。ランドセルに入れるのはいいんですよね、それは。

○稲毛教育支援課長 ケースの形状というか、大きさ上、ランドセルには入らないんです。

○伊藤委員 ちょっと無理なんですか。

○稲毛教育支援課長 ちょっと入らないので、ランドセルに中身だけ入れていただくのは可能ですというのは伝えてあるんですけども、便利なのでそのまま持って帰らせている学校もあろうかと思います。

○伊藤委員 何のためにランドセルを背負わせておるんだというようなことから考えると、安全とかいろいろね。特に、学年が下の子になると、やはり、とっさのいろんなこともあるので、安全面からしても何かちょっと工夫をしていけたらいいんだろうなと自分も確かに思います、それは。

○鈴木委員 今度、新1年生からは、ランドセルはタブレットが入る大きさでみたいなことを聞いたことがあるんですけど。えっ、どれだけ大きくなるのと思いましたけど。タブレットが入る大きさに対応しているみたいな。

○伊藤委員 今もタブレットは入るんですよね。

○稲毛教育支援課長 入ります。

○伊藤委員 ケースごと入れようと思うと入らない。

○鈴木委員 ケースごとなのかちょっと分からないですけど、新1年生は対応できているようなランドセルというお話なので。

○伊藤委員 そういのが出てきた。どんどん大きくなりますね。

○鈴木委員 そうですね。

○稲毛教育支援課長 現状のタブレットも、今のランドセルには入ります。

○伊藤委員 入りますよね。

○稲毛教育支援課長 入ります。

○鈴木委員 そうですね。本当に1年生が手で持って帰るのはちょっとしんどいかなというふうに思いますので、周知していただいて対応をお願いいたします。

○廣瀬教育長 次年度、持ち帰りを基本にしたいなと思っているので、方法についてはまた示していきたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

## 5 閉会

○廣瀬教育長 それでは、次回のことについて、教育総務課長から御説明をお願いします。

○杉本教育総務課長 次回でございます。4月6日水曜日9時30分から、教育委員会議、場所はこちら、教育委員会室です。新年度第1回目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 以上をもちまして、令和4年第4回教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時 4分 閉会